

第1章 町田市の概要

第1章 町田市の概要

1 町田市の概況

(1) 地勢

町田市は、東京都の西南端、都心から西南 30 km圏に位置し、市域の北側で八王子市、多摩市と接しながら、神奈川県側に大きく突出した形状をしており、東から西に向かって、川崎市、横浜市、大和市及び相模原市と接している。

市域内には、鉄道は小田急小田原線（鶴川駅、玉川学園前駅、町田駅）、JR 横浜線（相原駅、町田駅、成瀬駅）、東急田園都市線（つくし野駅、すずかけ台駅、南町田駅）、京王相模原線（多摩境駅）が通り、それぞれ東京都心や横浜市の中心部と 30 分～40 分につながっており、交通利便性に恵まれている。

また、東名高速道路の横浜町田 IC、国道 16 号線等があり、物流、交通の要衝を担っている。

図表 1-1 町田市の位置



(2) 沿革

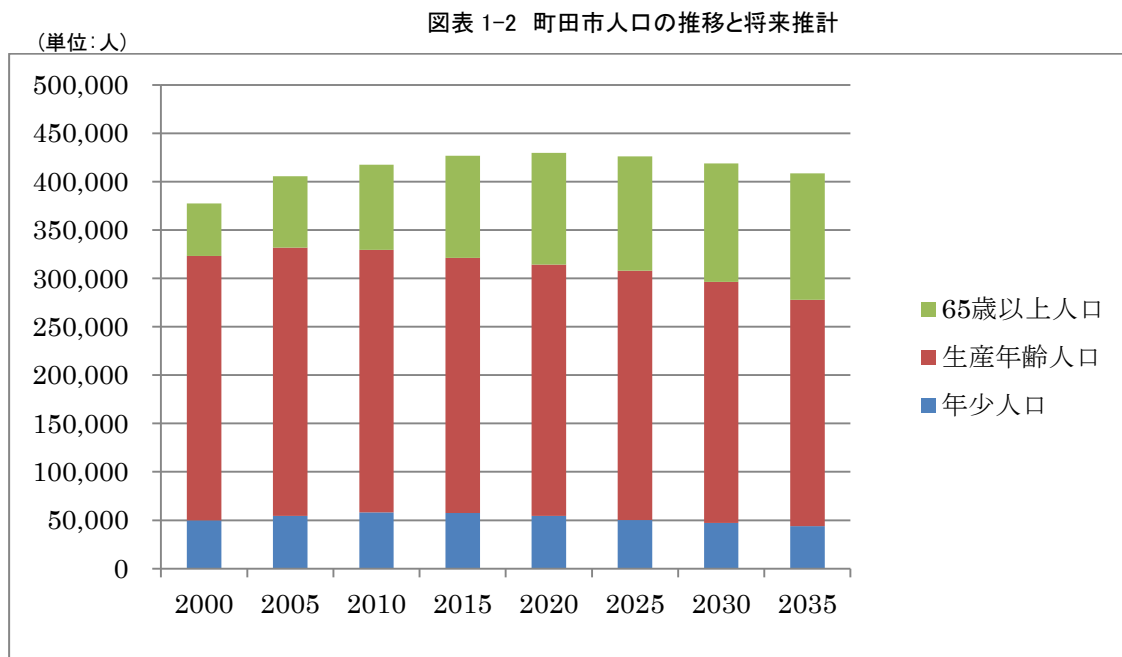
町田市は、鎌倉幕府と武蔵国府（現：府中市）をつないだ「鎌倉街道」、江戸と大山を結んだ参詣道「大山街道」（現：国道 246 号線）、幕末から明治中頃まで生糸産地であった甲州（現：山梨県）や八王子市と横浜港を結んだ「絹の道」（現：町田街道）といった歴史ある道が交わる地である。

1958 年（昭和 33）年 2 月の市制施行当時の人口は 61,105 人であったが、1958 年に首都圏整備法による市街地開発区域第 1 号に指定され、大規模団地の建設や土地区画整理事業等が行われたため、1960 年代後半から 1970 年代前半にかけて急激に人口が増加し、現在では 42 万人を超え、首都圏の中核都市として発展している。

(3) 人口及び面積

2017 年 1 月現在の人口は 428,572 人であり、八王子市に次ぐ規模となっている。これまで増加傾向を示しているが、2020 年をピークに減少に転じると推計されている。

人口構成は、市税収入の中心となる生産年齢人口（15 歳から 64 歳）の割合が低くなり、高齢人口（65 歳以上）の割合が高まっている。



市域は、東西 22.3 km、南北 13.2 km、面積は 71.80k m²の広さで、八王子市、青梅市、あきる野市に次ぐ広さとなっており、北側に多摩ニュータウン、南側に相模原の市街地が位置している。

(4) 現状の問題点・課題

1955 年後半から 1965 年代にかけて大規模団地の建設や土地区画整理事業等をはじめとする宅地開発が行われたため、1960 年代後半から 1970 年代前半にかけて急激に人口が増加し、学校教育施設を中心とした多くの公共施設や、道路や下水道等の都市インフラを整備した。

しかし、人口減少・少子高齢化による人口構造の変化に伴う税収入の減少と扶助費等の義務的経費の増加による財源不足が年々深刻化しており、市民部が所管する施設においても、適正に維持管理し、必要な公共サービスの向上を図るため、将来を見据えた対策が求められている。

当市と多摩 26 市と比較した際、住民異動届出や証明書発行の機会は、日曜開庁やコンビニ交付等により多様なライフスタイルにより多く対応できているが、施設数に比例しコスト（人件費・運営費）が高く、コストを考慮した利便性の向上が求められている。

また、市民部施設全体の 2016 年度施設利用率は 58.4%程度と低く、有効活用の観点からも利用率の向上が求められている。

さらに、社会保障・税番号制度の実施により、個人番号の活用による行政事務の簡素化、所得証明証等の発行減が予想されることから、行政窓口及び施設の貸し出しを行っている市民センター（6 箇所）、証明書の発行窓口等を行っている連絡所（5 箇所）、施設の貸し出し等を行っているコミュニティセンター（8 箇所）については、今後、サービス提供の在り方等の検討が求められている。

2 関連する上位計画・構想・施策・取組

現在では 42 万人を超え、首都圏の中核都市として発展しているが、少子高齢化の進展、長期にわたる景気の低迷、市民のライフスタイルや意識の変化等、町田市を取り巻く状況は大きく変化している。

このような状況の下、町田市が今後も発展し続けていくために、将来のあるべき姿を見据え、2012 年度から 2021 年度までの 10 年間に、何を目標にどのようにまちづくりを進めていくのかを示す町田基本計画「まちだ未来づくりプラン」（以下「まちだ未来づくりプラン」という。）とその前期実行計画である「町田市新 5 カ年計画」を 2011 年 11 月に策定した。

この中では、行政経営方針として行政経営上の課題と改革の方向性示し、施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減を含めた最適な維持管理・運営・活用をめざす姿を掲げている。

2017 年 2 月には、社会経済状況の変化や今後顕在化していく課題への対応を踏まえ、「町田市新 5 カ年計画」を引き継ぐ後期実行計画として、「町田市 5 カ年計画 17-21」を策定し、公共施設における行政サービス改革の内容・スケジュールを示している。

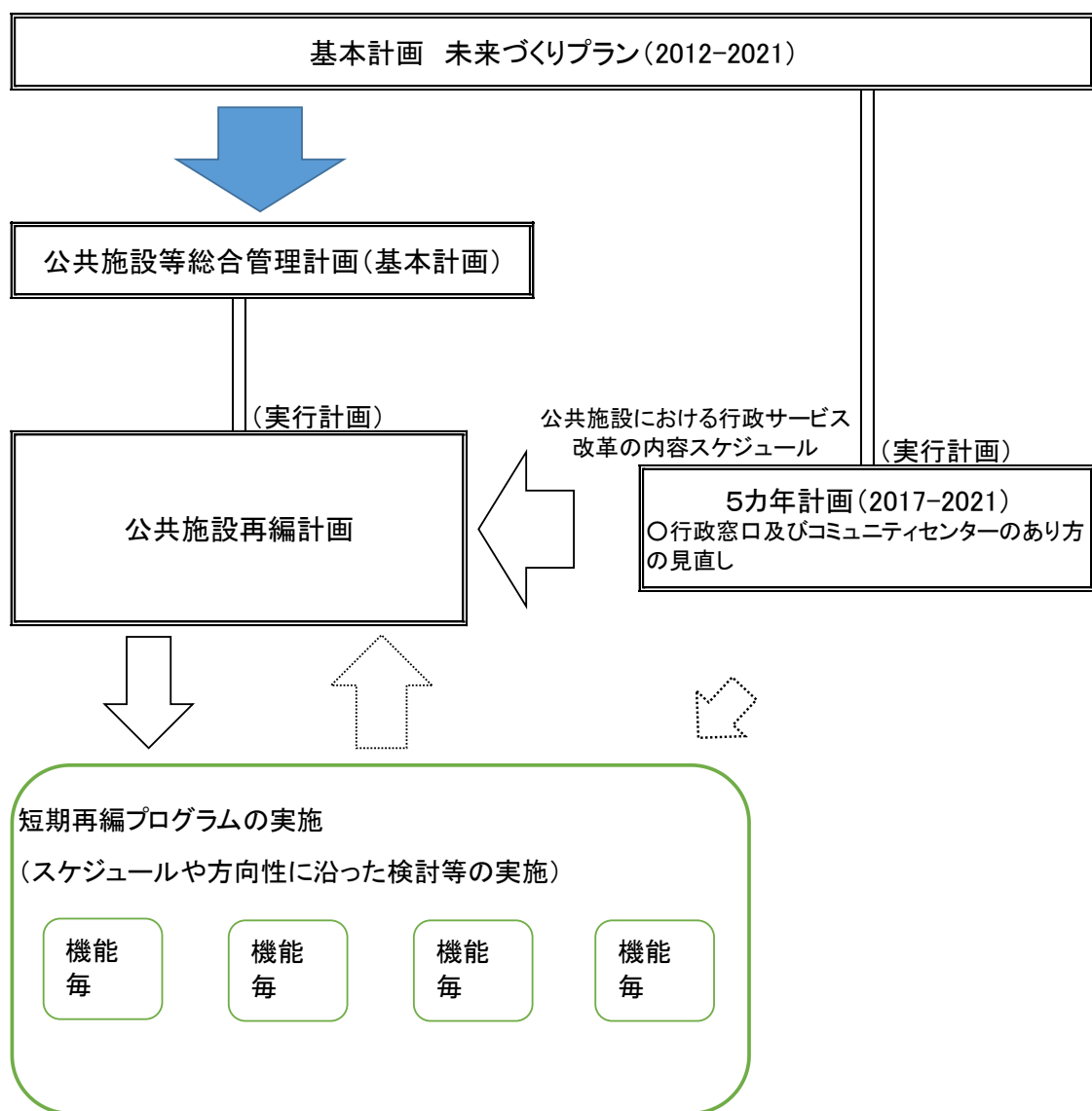
また、将来の町田を担う世代に負担を負わせることなく、施設を適正に維持管理することはもとより、新たな価値の付加や更なるサービスの向上を図り都市の魅力を高めていくため、町田市が保有する公共施設の状況を客観的に把握・分析し、現状の課題等を明確にするとともに、公共施設等の総

合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を示す「町田市公共施設等総合管理計画（基本計画）」を2016年3月に策定した。

現在、「まちだ未来づくりプラン」に即し、施設再編を進めるに当たり基本となる考え方や機能毎の方向性やスケジュールを示す実行計画である「公共施設再編計画」を策定中である。

また、市民部では、「町田市5カ年計画17-21」の行政経営基本方針に基づく取組として、「行政窓口及びコミュニティセンターのあり方の見直し」を掲げ、「町田市公共施設等総合管理計画（基本計画）」に基づき施設が担うべき機能やサービスの在り方等について検討し、その配置も含め機能の再編計画を策定することとしている。

図表 1-3 町田市における計画体系



第2章 ICT利活用関連の取組状況

第2章 ICT利活用関連の取組状況

1 総務省等政府関連の動向

現在、総務省では、地方創生、医療、教育等、社会の様々な分野でのICT※1利活用を促進するため、次のような施策を展開している。

- IoT、データ活用

多様な分野でのIoT※2導入による生産性向上・利便性向上を実現するため、IoT機器・システムを実証するための試験用設備を整備するなど、革新的なIoTサービスの創出を推進している。

また、データを活用した新事業の創出等に向けオープンデータ※3の利活用推進等に取り組んでいる。

- 医療・健康・介護

超高齢社会に突入した我が国が抱える社会保障費の増大や生産年齢人口の減少等の課題を、ICTを活用して解決するため、地域が保有する医療情報等を流通させる仕組みの確立・普及、情報通信ネットワークやクラウド技術を活用した医療の安全性向上や業務効率化等の推進に取り組んでいる。

- 教育・人材

教育分野においては、最先端の学習環境を実現するため、クラウド等を活用した、低コストで利用可能な教育ICTシステムの環境構築や若年層に対するプログラミング教育の推進に取り組んでいる。

- 地域活性化

時間と場所に柔軟な働き方が可能となるテレワーク※4の普及と、地方への新しい人や仕事の流れを作り出す「ふるさとテレワーク」の推進に取り組んでいる。

ICT技術の進化がもたらす市民生活の変革に合わせ、市民への行政サービスの質と量も変化させることが望まれる。多くのICT技術の変化がある中で、本調査研究では、証明書発行など窓口業務への影響が想定される直近の大きな変革として「マイナンバー制度導入推進」に注目し、調査を行った。

(1) マイナンバーカード利活用の方向性

総務省では、行政分野におけるICT利活用に関連した取組として、マイナンバーカードを活用した取組を推進している。

※1 Information and Communications Technology の頭文字を取ったものであり、情報・通信に関する技術の総称

※2 建物、電化製品、自動車、医療機器等、パソコンやサーバーといったコンピューター以外の多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること

※3 インターネット等を通じて誰でも自由に入手し、利用・再配布できるデータの総称

※4 インターネット等の情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。会社に行かずに、自宅や近くにある会社の拠点等で仕事をする事

①マイナンバーカード利活用に係る取組の方向性

総務省では、今後推進していくマイナンバーカード利活用に関連した各種取組の道筋について、次のとおり示している。

図表 2-1 マイナンバーカード利活用推進ロードマップ (1/2)

項目	平成28年	平成29年	平成30年以降
<p>マイナンバー制度の動き</p> <p>【平成27年10月～】 マイナンバーの発給開始 【平成28年1月～】 マイナンバーの利用開始 【平成29年1月～】 マイナンバーの活用開始</p>	<p>【平成29年1月】 日本年金機構への移行開始 【平成29年10月～】 マイナンバーの活用開始</p>	<p>【平成29年10月～】 マイナンバーの活用開始</p>	<p>【平成30年1月～】 マイナンバーの活用開始</p>
<p>公務員等や民間企業の雇用証・社員証 本人情報源として活用 マイナンバーの活用開始</p>	<p>民間企業の社員証や自営自活での雇用証としての導入を促す マイナンバーの活用開始</p>	<p>民間企業の社員証や自営自活での雇用証としての導入を促す マイナンバーの活用開始</p>	<p>民間企業の社員証や自営自活での雇用証としての導入を促す マイナンバーの活用開始</p>
<p>マイナンバーカードへの顔認証機能の搭載</p>	<p>マイナンバーカードの顔認証機能の搭載</p>	<p>マイナンバーカードの顔認証機能の搭載</p>	<p>マイナンバーカードの顔認証機能の搭載</p>
<p>カードの多機能化の推進(行政サービスにおける利用)</p>	<p>マイナンバーカードの多機能化の推進</p>	<p>マイナンバーカードの多機能化の推進</p>	<p>マイナンバーカードの多機能化の推進</p>
<p>住民票、戸籍等の証明書のコンビニ交付</p>	<p>住民票、戸籍等の証明書のコンビニ交付</p>	<p>住民票、戸籍等の証明書のコンビニ交付</p>	<p>住民票、戸籍等の証明書のコンビニ交付</p>
<p>海外における継続利用</p>	<p>海外における継続利用</p>	<p>海外における継続利用</p>	<p>海外における継続利用</p>
<p>電子住民票を活用した電子申請</p>	<p>電子住民票を活用した電子申請</p>	<p>電子住民票を活用した電子申請</p>	<p>電子住民票を活用した電子申請</p>
<p>インターネット(Dキョク)への認証手段</p>	<p>インターネット(Dキョク)への認証手段</p>	<p>インターネット(Dキョク)への認証手段</p>	<p>インターネット(Dキョク)への認証手段</p>
<p>電子委任状を活用した証明書、契約書の電子化</p>	<p>電子委任状を活用した証明書、契約書の電子化</p>	<p>電子委任状を活用した証明書、契約書の電子化</p>	<p>電子委任状を活用した証明書、契約書の電子化</p>
<p>医療・健康情報へのアクセス認証手段</p>	<p>医療・健康情報へのアクセス認証手段</p>	<p>医療・健康情報へのアクセス認証手段</p>	<p>医療・健康情報へのアクセス認証手段</p>
<p>イベント会場等へのチケットレス入場・不正転売防止</p>	<p>イベント会場等へのチケットレス入場・不正転売防止</p>	<p>イベント会場等へのチケットレス入場・不正転売防止</p>	<p>イベント会場等へのチケットレス入場・不正転売防止</p>
<p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場における入場管理、ボランティア管理との連携</p>	<p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場における入場管理、ボランティア管理との連携</p>	<p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場における入場管理、ボランティア管理との連携</p>	<p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場における入場管理、ボランティア管理との連携</p>
<p>カジノ入場規制</p>	<p>カジノ入場規制</p>	<p>カジノ入場規制</p>	<p>カジノ入場規制</p>
<p>香居の認証連携推進 (マイナンバーカードと香居との連携)</p>	<p>香居の認証連携推進 (マイナンバーカードと香居との連携)</p>	<p>香居の認証連携推進 (マイナンバーカードと香居との連携)</p>	<p>香居の認証連携推進 (マイナンバーカードと香居との連携)</p>
<p>証明資格(HFPK)との連携</p>	<p>証明資格(HFPK)との連携</p>	<p>証明資格(HFPK)との連携</p>	<p>証明資格(HFPK)との連携</p>
<p>カードの多機能化の推進(民間サービスにおける利用)</p>	<p>カードの多機能化の推進(民間サービスにおける利用)</p>	<p>カードの多機能化の推進(民間サービスにおける利用)</p>	<p>カードの多機能化の推進(民間サービスにおける利用)</p>
<p>医療保険のオンライン資格確認の導入</p>	<p>医療保険のオンライン資格確認の導入</p>	<p>医療保険のオンライン資格確認の導入</p>	<p>医療保険のオンライン資格確認の導入</p>

(出所:総務省資料マイナンバーカード利活用推進ロードマップ)

マイナンバーカード利活用推進ロードマップ

項目	平成28年	平成29年	平成30年以降
マイナンバーの利用環境整備 国民のオンラインサービスとの連携	システム開発・テスト	マイナンバーカードの開始開始(平成29年1月～) e-Taxの取組推進開始(平成29年1月～) 市町村にアクセス構築(平成29年7～7月中旬) 情報提供記録、自己情報、お知らせの閲覧(平成29年7月～) マイナンバー利用環境改善 ○平成29年7月～スマホQRコード認証アプリ利用開始等 ○平成29年秋頃～PCログインアプリ利用開始等/スマホ電子署名利用開始等 ○平成30年4月頃～スマホ専用画面の利用開始等	国民生活や金融機関の顧客サイトなど 国民のオンラインサービスとの連携を拡大
子育てワンストップサービス	子育てワンストップ検討がスクリーンズ に子どもワンストップサービスの対象 を拡大して検診・取組のため (平成28年9月)	全市区町村での開始を目指すアクションプログラム 取組のため、地方公共団体へ委嘱作業に係る ガイドライン提示(平成28年10月)、委嘱作業	児童手当受給届 届出済みの届出 (平成30年6月～) 児童手当受給届の 届出済みの届出 (平成30年7月～)
公金決済サービス		システム開発・テスト	自治体の電子納税公金決済サービスと連携し公金決済サービスを要請 地方自治体や社会保険料のペーパーレスオンライン納付の 実現
引越や死に響のライフイベントに係るワンストップ サービス			民間にも連携し、可能なものから簡易サービス開始
医療費通知を活用した医療費控除の簡素化			実施可能な自治体等から段階的に実施(平成30年1月～)
ふるさと納税通知を活用した寄附金控除の簡素化			[平成31年1月～] できる限り早くサービス開始
国民年金保険料の免除該当者等に対する情報提供の強化			[平成29年度以降] ※日本年金機構における情報連携の予定が未定のため実施時期は未定
スマートフォンでの読み取り	平成28年11月以降、対応スマートフォン 導入対応(トコモ・アップリンク)	対応製品の拡大や対応サービス(アプリ)の導入を推進	SIMカードへのダウンロード サービスの活用化を図る (平成31年中)
スマートフォンSIMカード等への搭載		携帯電話(スマートフォン)において認証実施 法制度の検討(公的個人認証法)	
CATVからのアクセス	岡山県豊田市でマイナンバーカードを活用した 自治体運営事業「おまかせサービス」を開始 (平成28年4月)	知事選挙(ベント)においてマイナンバーカードを活用した 投票サービスや電子おまかせサービスの活用化を図る (平成29年度中目標)	スマートフォン等を活用したマイナンバーカード対応 サービスについて、一部事業者において導入等 (平成30年12月目標)
デジタルテレビからのアクセス	北海道(一社)スマートフォンと連携、地域別放送対応システム普及 推進(北海道)取組(平成27年9月) 対応スマートフォンによる番組録画の検証(平成28年3月～)	北海道西興郡、遠藤町において対応システムを構築し、活用化に向けて検討	

(出所:総務省資料マイナンバーカード利活用推進ロードマップ)

②マイナンバーカード利活用の将来像

総務省では、マイナンバーカードを活用した各種サービスの今後の将来像について、次のとおり示している。

図表 2-2 マイナンバーカードを活用した利活用将来像



（出所：総務省 HP 掲載資料）

③マイナンバーカードを活用した取組

マイナンバーカードを活用した利活用将来像で示した内容のうち、マイナンバーカードの行政サービス及び民間サービスにおける利用、また、マイナポータル利便性向上に関する取組の概要について、総務省では、次のとおり示している。

図表 2-3 マイナンバーカードの行政サービスにおける利用

行政サービスにおける利用

6

カードの多機能化の推進（行政サービスにおける利用）

- 地方自治体における独自利用として、一部の自治体で印鑑登録証や図書館カードとしての活用を実施。
- 引き続き各自治体における利用を促進するとともに、マイキープラットフォームを構築して、公立図書館（1,350自治体）の図書館カードとしての活用や、地域産物等購入への地域経済応援ポイント活用等の実証を実施。
(総務省自治行政局・地域力創造グループ)



住民票、戸籍等の証明書のコンビニ交付

- これまでは自治体窓口で取得していた住民票や戸籍等の証明書が、最寄りのコンビニで取得可能に。
- 平成28年12月に取りまとめた「アクションプログラム」に基づき、未導入団体の参加を促進し、平成31年度末時点での実施自治体の人口合計について1億人超を目指す。
(総務省自治行政局)



海外における継続利用

- 海外においても各種官民サービス等が利用可能となるよう、平成31年度中の実現に向け、海外転出後の公的個人認証機能継続に関する公的個人認証法の改正を検討。
(総務省自治行政局)



電子委任状を活用した電子調達

- 政府調達において、企業の代表者から委任を受けた担当者が、マイナンバーカード等を用いて入札書や契約書に電子署名を行った場合に、その者の権限を証明する「電子委任状」の普及を促進。
- 平成29年通常国会に電子委任状の普及促進に関する法案を提出するとともに、その結果を踏まえてマイナンバーカードと電子委任状に対応した電子調達システムの開発に着手し、平成29年度末以降の利用を図る。
(総務省情報通信国際戦略局・情報流通行政局・行政管理局)



(出所:総務省資料マイナンバーカード利活用推進ロードマップ)

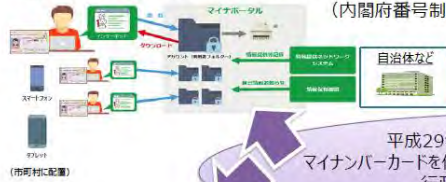
図表 2-4 マイナポータル の 利便性 向上

マイナポータル の 利便性 向上 ①

10

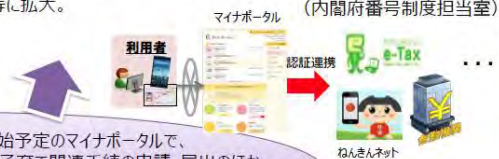
マイナポータル の 利用 環境 整備

- 税・社会保障に関する自らの情報そのものや行政機関等の間でのやりとりをオンラインで確認可能に。
- マイナンバーカードでログインし、行政機関等が持つ自分のマイナンバーを含む個人情報や、そのやりとり履歴の確認が可能に。
- 平成29年1月からアカウント開設が始まり、同年7月から情報確認が可能に。市町村配置端末やスマートフォンからの利用環境も順次整備。
(内閣府番号制度担当室)



官民のオンラインサービスとの連携

- これまで各機関のサイトに個別にアクセスし、別々のID・パスワードでログインする必要があったが、マイナポータルからシングルサインオンでアクセス可能に。
- マイナンバーカードでログインし、自らが選択した官民のオンラインサービスと認証連携。
- 平成29年1月からe-Taxと連携（マイナポータルからシームレスにe-Taxのメッセージボックス等の確認が可能）開始、順次、ねんきんネットや金融機関サイト等に拡大。
(内閣府番号制度担当室)



子育てワンストップサービス

- これまで自治体窓口で個別に出向いて行う必要のあった手続きが、自宅などからオンラインで可能に。
- マイナポータルで市区町村の子育て関連手続きを検索し、マイナンバーカードで電子署名を付して申請。
- 平成28年12月に取りまとめた「アクションプログラム」に基づき、全市区町村での参加を促進し、平成29年秋頃のマイナポータル本格運用開始に併せて、全市区町村で順次サービス提供を開始する。
(内閣官房番号制度推進室)



公金決済サービス

- これまで各自治体のサイトにアクセスし、納付書を基に納付手続きを行う必要があったが、マイナポータルのお知らせからシームレスにアクセスし納付することが可能に。
- マイナンバーカードでログインし、自治体からの公金納付依頼（お知らせ）に対してペイジー又はクレジットカードでオンライン決済。
- 平成29年秋頃のマイナポータル本格運用開始に併せて、自治体のオンライン公金決済サービスと連動予定。
(内閣官房番号制度推進室)



(出所:総務省資料マイナンバーカード利活用推進ロードマップ)

図表 2-5 マイナポータル の 利便性向上
マイナポータル の 利便性向上 ②

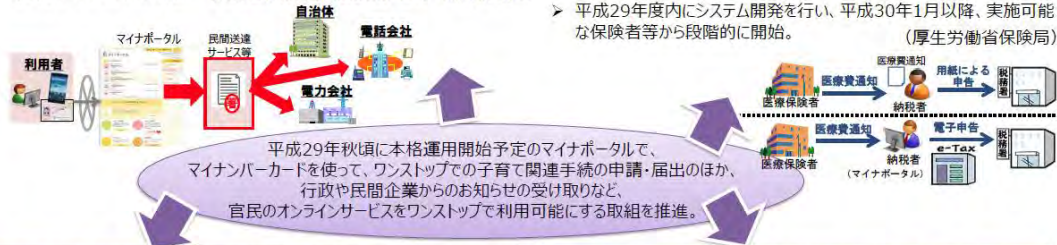
11

引越や死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス

- ▶ これまで自治体窓口や公共機関等に個別に連絡する必要があったが、自宅などからオンラインで一括手続が可能に。
- ▶ マイナポータルの機能を活用し、引越や死亡等に伴う変更情報を、自らが選択した機関に一括して届出できるなど、利便性の高いスキームを検討。
- ▶ 平成29年度内に実現に向けた方策を取りまとめ、平成30年以降、可能なものから順次実現。（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）

医療費通知を活用した医療費控除の簡素化

- ▶ これまで、①医療機関等の領収書の収集②電子申告では領収書のデータ入力をするなどが必要だったが、今後は医療保険者の医療費通知を証明書として申告手続を行うことを可能に。
- ▶ これにより①領収書の収集を簡素化できる。②さらに、電子申告ではマイナポータル上で医療費通知を確認できるようにし、e-Tax上の申告書にその内容を転記可能となり、データ入力などの手間を簡素化できる。
- ▶ 平成29年度内にシステム開発を行い、平成30年1月以降、実施可能な保険者等から段階的に開始。（厚生労働省保険局）



ふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の簡素化

- ▶ これまで寄附金控除適用のためには、ふるさと納税をした自治体からの受領書を添付する必要があったが、当該自治体からオンラインで受け取るふるさと納税受領金額等の通知を電子申告に活用可能に。
- ▶ マイナポータルを利用して受け取るふるさと納税受領金額等の通知を添付して、e-Taxで確定申告。
- ▶ 平成29年度から法制度（地方税法）の検討及びシステム整備を行い、平成31年1月以降できる限り速やかにサービス開始。（総務省自治税務局）

国民年金保険料の免除該当者等に対する情報提供の強化

- ▶ これまで紙などで行っていた国民年金保険料の免除該当者等への案内がオンラインでも可能に。
- ▶ マイナポータルの「お知らせ」機能で、国民年金保険料が未納である旨や免除申請が可能である旨を案内。
- ▶ 平成29年度以降、実施予定。（日本年金機構の情報連携時期未定）（厚生労働省年金局）



（出所：総務省資料マイナンバーカード利活用推進ロードマップ）

図表 2-6 マイナンバーカードの民間サービスにおける利用

民間サービスにおける利用 ①

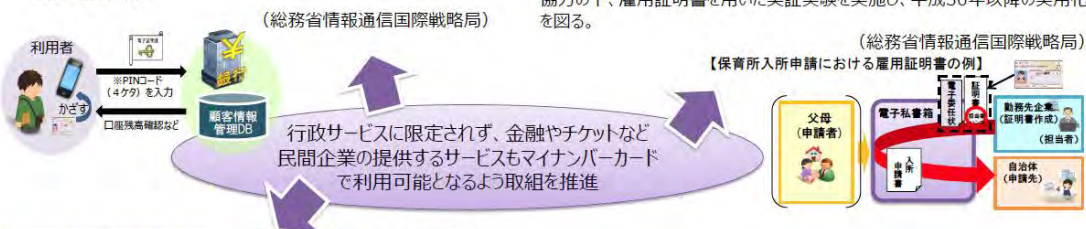
7

インターネットバンキングへの認証手段

- ▶ これまでは金融機関ごとにID、パスワードを設定し利用していたが、マイナンバーカードとPINコードで利用可能に。
- ▶ マイナンバーカードをかざしてログイン、口座残高照会などへ。
- ▶ 群馬銀行の協力の下、平成29年5月頃から、ログイン・口座残高照会へのマイナンバーカード活用実証を実施。その結果も踏まえ、平成30年以降、JPKIを活用した認証の仕組みの実用化を図る。（総務省情報通信国際戦略局）

電子委任状を活用した証明書、契約書の電子化促進

- ▶ 企業の代表者から委任を受けた担当者がマイナンバーカード等を用いて証明書や契約書に電子署名を行った場合に、その者の権限を証明する「電子委任状」の普及を促進。
- ▶ 平成29年通常国会に電子委任状の普及促進に関する法案を提出するとともに、同年5月頃から、群馬県前橋市、兵庫県神戸市、香川県高松市の協力の下、雇用証明書をを用いた実証実験を実施し、平成30年以降の実用化を図る。（総務省情報通信国際戦略局）



医療・健康情報へのアクセス認証手段

- ▶ これまで地域医療ネットワーク内で参照していた患者の医療データを、患者の同意を確認した上で、全国で参照可能に。
- ▶ 医師が医療データにアクセスする際の患者本人の同意取得手段として公的個人認証サービスを活用。
- ▶ 患者など本人の認証に関する群馬県前橋市での取組成果も踏まえ、平成29年春頃から、医師が医療データにアクセスする際に、患者本人の同意取得の手段として公的個人認証サービスを活用するとともに、地域医療ネットワーク間の相互参照に医療等IDを活用する実証実験を開始し、平成30年以降の地域における実用化を図る。（総務省情報流通行政局・情報通信国際戦略局）



（出所：総務省資料マイナンバーカード利活用推進ロードマップ）

図表 2-7 マイナンバーカードの民間サービスにおける利用

民間サービスにおける利用②

8

イベント会場等へのチケットレス入場・不正転売防止

- ▶ これまでは紙のチケットや身分証明書を提示して入場する必要があったが、これに加えて、マイナンバーカードと紐付けることにより不正転売を抑制。
- ▶ 買った本人がマイナンバーカード（SIMカード等に電子証明書を搭載したスマートフォン）でイベント会場等に入場。
- ▶ 平成29年5月頃から、マイナンバーカードを活用したチケット適正転売のためのシステム実証を実施し、平成30年以降の実用化を図る。

（総務省情報通信国際戦略局）



東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場における入場管理・ボランティア管理との連携

- ▶ これまでは紙のチケットや身分証明書を提示して入場する必要があったが、マイナンバーカードによる入場時の本人確認やボランティアを含む適正な入場管理が可能になることを目指し、関係者との検討・協議を進める。
- ▶ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で、マイナンバーカード（SIMカード等に電子証明書を搭載したスマートフォン）によるチケットレス化やセキュリティ面での活用の可能性を含め、観客への販売、入場管理での連携を検討する。また、ボランティアの会場への入退場の管理についても協議を進める。
- ▶ 平成29年中に（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との検討・協議を進め、同年10月頃からIoTおもてなしクラウドを活用した実証実験とも連携。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて競技会場への実装の可能性を検討する。

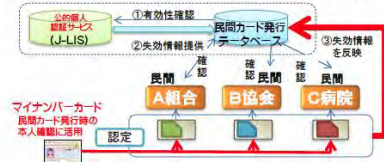
（総務省情報通信国際戦略局）

行政サービスに限定されず、金融やチケットなど民間企業の提供するサービスもマイナンバーカードで利用可能となるよう取組を推進

官民の認証連携推進

- ▶ これまで民間事業者によるサービス利用者の現況把握には限界があったが、ID管理が確実に。
- ▶ 民間の団体等が、マイナンバーカードの公的個人認証サービスと連携して、会員の構成員等の現況を把握・反映することで、IDの信頼性を向上。
- ▶ 平成29年7月を機に検討結果を取りまとめ、平成30年以降に必要な法制度を検討。

（総務省情報通信国際戦略局）



（出所：総務省資料マイナンバーカード利活用推進ロードマップ）

図表 2-8 マイナンバーカードの民間サービスにおける利用

民間サービスにおける利用③

9

医師資格(HPKI)との連携

- ▶ これまでは医師の死亡などをリアルタイムに把握できなかったが、医師の本人確認を確実に実施。
- ▶ 医師が、HPKIカード（電子医師資格証）の発行申請の際にマイナンバーカードで電子署名。
- ▶ 群馬県前橋市におけるHPKIとJPKIの利用拡大に関する日本医師会と（一社）ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構との検討状況も踏まえ、平成29年5月頃から、HPKIカードとの連携について実証実験を実施し、平成30年以降の地域における実用化を図る。

（総務省情報通信国際戦略局）



カードの多機能化の推進（民間サービスにおける利用）

- ▶ これまでは利用するサービスごとに異なるカードを持参する必要があったが、マイナンバーカード1枚で様々なサービスの利用が可能に。
- ▶ クレジットカードや診察券など、様々なカードの機能をマイナンバーカードでも活用可能となるよう検討。
- ▶ 群馬県前橋市などの医療関係者の協力の下、平成29年5月頃から、共通診察券として利用するための実証実験を実施し、医療等IDや既存の患者IDの在り方も踏まえつつ、平成30年以降の地域や各業界での実用化を図る。

（総務省情報通信国際戦略局）



行政サービスに限定されず、金融やチケットなど民間企業の提供するサービスもマイナンバーカードで利用可能となるよう取組を推進

医療保険のオンライン資格確認の導入

- ▶ これまでは紙やカードタイプの保険証を確認していたが、オンラインで保険資格を確認でき、資格過誤の抑制が可能に。
- ▶ 医療機関の窓口で、マイナンバーカードをかざして、オンラインで保険資格を確認。
- ▶ 平成29年度から、厚生労働省において医療保険のオンライン資格確認システムの開発に着手し、平成30年度から段階的に運用を開始、平成32年に本格運用の開始を図る。

（厚生労働省保険局）



（出所：総務省資料マイナンバーカード利活用推進ロードマップ）

2 他自治体での取組

(1) 他自治体における取組

①マイナンバーカード推進のメリット

マイナンバーカードを活用することによる利用者にとってのメリットは次のようなことが挙げられる。

- ・ 個人番号を証明する書類として使用することが可能
- ・ 公的な身分証明書として使用することが可能
- ・ 付加サービスを搭載した多目的カードとして使用することが可能
- ・ コンビニエンスストア等で行政上の各種証明書を取得することが可能
- ・ 各種行政手続きのオンライン申請に利用可能
- ・ 各種民間のオンライン取引・口座開設に利用可能

図表 2-9 マイナンバーカードのメリット



(出所:総務省 HP マイナンバー制度とマイナンバーカード)

また、2017年11月から開始されたマイナンバー制度の情報連携※5に伴い、例えば、介護保険の保険料の減免申請等において、「住民票の写し」や「課税証明書」等の書類を省略することが可能となるなど、これまで行政の各種事務手続で提出する必要があった書類を省略することが可能となる。

※5 今まで行政分野における各種手続の際に、住民が行政機関等に提出していた書類(住民票の写し、課税証明書等)を省略可能とするため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の中で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行うこと

マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例

(平成29年11月13日時点)

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例
保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請(子ども・子育て支援法)	市町村	生活保護受給証明書	特別児童扶養手当の支給の申請 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	都道府県・市町村	住民票
		児童扶養手当証書			課税証明書
児童手当の申請 (児童手当法)	市町村	特別児童扶養手当証書	障害児通所支援・入所支援の申請 (児童福祉法)	都道府県・市町村	住民票
		課税証明書※1			課税証明書
		課税証明書			生活保護受給証明書
奨学金の申請 (独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	住民票※1	障害福祉サービス申請 (障害者総合支援法)	市町村	住民票
		生活保護受給証明書			課税証明書
介護休業給付金の支給の申請 (雇用保険法)	ハローワーク	雇用保険受給資格者証	障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	市町村	生活保護受給証明書
		住民票			課税証明書
児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	市町村	住民票	被保険者証交付の申請 (介護保険法)	市町村	住民票
		課税証明書			課税証明書
ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請 (母子及び父子並びに寡婦福祉法)	都道府県・市町村	特別児童扶養手当証書	保険料の減免申請 (介護保険法)	市町村	特別児童扶養手当証書
		課税証明書			健康保険証※2
		生活保護受給証明書			住民票
		児童扶養手当証書			課税証明書
生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関(都道府県・市等)	課税証明書	公営住宅の入居の申請 (公営住宅法)	都道府県・市町村	生活保護受給証明書
		雇用保険受給資格者証			住民票
		児童扶養手当証書			課税証明書
		特別児童扶養手当証書			生活保護受給証明書

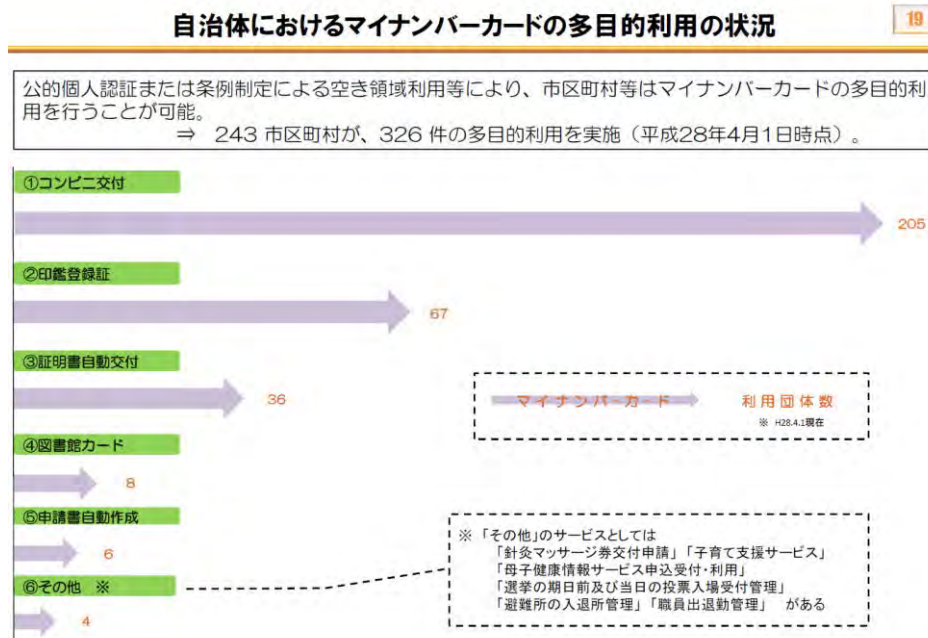
※1 平成30年7月以降省略可能となる見込みのもの。
 ※2 国共済、地共済、私学共済、一部の健康保険組合等や、協会けんぽの被扶養者に関する手続きについては、引き続き健康保険証が必要になります。
 (注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

(出所:内閣府 HP マイナンバー制度における情報連携について)

②他自治体における取組

マイナンバーカードの普及促進に関する取組状況として、2016年4月に多目的利用に関する調査を行った結果、多くの自治体で多目的利用を実施していることが分かる。

図表 2-11 マイナンバーカードの普及促進に関する取組状況



(出所:総務省資料これまでの検討状況について)

ここでは、全国の自治体で行っているマイナンバーカードの多目的利用及び取得促進に関連した取組を紹介する。

図表 2-12 マイナンバーカードの多目的利用・取得促進に関連した取組一覧表

	自治体名		取組名	概要
	都道府県	市		
1	兵庫県	姫路市	マイナンバーカードの電子証明等による図書館利用 マイナンバーカードの券面情報による申請書自動作成サービス	マイナンバーカードのICチップ領域に標準搭載されている電子証明書を利用し、市民が図書館の窓口で利用登録を行うことにより、マイナンバーカードを活用した図書の貸出サービスを可能とするものである。 通常、市の窓口へ提出する申請書等に記載することが必須である。氏名、住所について、複数の手続を一度に行う市民にとって、繰り返し同じ内容を記入することが負担となっていることから、マイナンバーカードの券面情報を活用して申請書等への記入負担を軽減・機器内に一切の情報を残さない仕組みとし、市民の情報流出への不安に配慮したものである。
2	群馬県	前橋市	母子健康情報サービスのマイナンバーカードの活用	自治体が保有する各種情報(妊婦検診、乳幼児検診、予防接種、健康診断に係る情報等)や、市内の病院(産婦人科、小児科等)や学校からのお知らせ等、子どもに関わる様々な情報を、マイナンバーカードを通じて集約・紐付けし、一元的にパソコン等で閲覧することを可能とするものである。
3	宮崎県	都城市	カード普及促進のためのカード利便性の向上	国が構築する自治体ポイント管理クラウドを活用し、結婚や出産等のライフイベント時や子ども子育てイベント等への参画時にポイントを付与し、そのポイントを地域店舗等で利用できるようにすることで、市民の市政への積極的な参画や地域経済の活性化を図るものである。
4	茨城県	五霞町	マイナンバー制度・カードを見てもらう、知ってもらう、引きつける取組	マイナンバー制度開始前から庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、ワークショップを中心とした話し合いから生まれた「草の根ローラー作戦」について、小規模自治体のメリットを活かした町民への周知活動を展開している。

■多目的利用に関連した取組

【事例1】

取組名:マイナンバーカードの電子証明等による図書館利用及びマイナンバーカードの券面情報による申請書自動作成サービス

自治体名:兵庫県姫路市

(目的)

マイナンバーカードの多目的利用を推進し、カードを活用した行政サービスにおける市民の利便性向上を図るため、マイナンバーカードを利用した図書館での図書貸出サービス及びマイナンバーカードの券面情報による申請書自動作成サービスを開始した。

(概要)

マイナンバーカードを活用した図書館利用サービスについては、マイナンバーカードのICチップ領域に標準搭載されている電子証明書を利用し、市民が図書館の窓口で利用登録を行うことにより、マイナンバーカードを活用した図書の貸出サービスを可能とするものである。また、マイナンバーカードの券面情報による申請書自動作成サービスについては、通常、市の窓口へ提出する申請書等に記載することが必須である、氏名、住所について、複数の手続を一度に行う市民にとって、繰り返し同じ内容を記入することが負担となっていることから、マイナンバーカードの券面情報を活用して申請書等への記入負担を軽減・機器内に一切の情報を残さない仕組みとし、市民の情報流出への不安に配慮したものである。

図表 2-13 マイナンバーカードを活用した図書館利用サービス及び申請書自動作成サービス(兵庫県姫路市)

○マイナンバーカードの電子証明書による図書館利用
○マイナンバーカードの券面情報による申請書自動作成サービス

1 マイナンバーカードの電子証明書による図書館利用

- カードのICチップ領域に標準搭載されている電子証明書を利用。マイナンバーカードの空き領域を利用する方式(カードAP方式)ではないため、カード独自利用の条例の制定が不要
- マイナンバーカードを持っている市民は図書館の窓口での利用登録を行うことで、サービスを利用可能

2 マイナンバーカードの券面情報による申請書自動作成サービス

- 窓口へ提出する申請書等には氏名、住所を記載することがほぼ必須であり、複数の手続を一度に行う市民にとって、繰り返し同じ内容を記入することが負担となっていることから、マイナンバーカードの券面情報を活用して申請書等への記入負担を軽減
- 機器内に一切の情報を残さない仕組みとし、市民の情報流出への不安に配慮

ICチップ領域
カードに標準搭載されている電子証明書
マイナンバー(個人番号)やその他の個人情報は使用しません。一切、アクセスしません。

ポイント
● 図書館利用者番号は書込み不要
● カードの独自利用条例不要
● 利用登録は、図書館の窓口で可能
図書館利用者が、マイナンバーカード(電子証明書)の利用登録をすることでサービス利用が可能に!

操作イメージ
1. 来庁目的を選択
2. 必要な申請書等を選択
3. カードをセットし、暗証番号を入力
4. 申請書等を出力

(出所:総務省資料マイナンバーカード取得促進のための先進事例集 2017年9月29日)

【事例2】

取組名：母子健康情報サービスのマイナンバーカードの活用

自治体名：群馬県前橋市

(目的)

総務省と連携して取り組んできた ICT に関する様々な実証事業の中で、利用者からのニーズが特に高かった、母子健康に係る情報をインターネットを通じて閲覧することを可能とする「母子健康情報サービス」について、実導入に向けた運用試験としてサービスを開始した。

(概要)

自治体が保有する各種情報（妊婦検診、乳幼児検診、予防接種、健康診断に係る情報等）や、市内の病院（産婦人科、小児科等）や学校からのお知らせ等、子どもに関わる様々な情報を、マイナンバーカードを通じて集約・紐付けし、一元的にパソコン等で閲覧することを可能とするものである。

図表 2-14 マイナンバーカードを活用した母子健康情報サービス


○母子健康情報サービスのマイナンバーカードの活用

妊娠中・子育て中のママと家族へ向けた未来型健康支援・子育て支援サービス

- 母子健康手帳に記録されている情報や子育てに関する情報を電子化・ウェブ化することで、いつでも、どこでも、安心して情報を提供するサービス

- 提供される情報・サービス
 - ・自治体からのお知らせ
 - ・日記機能
 - ・はじめて記念日
 - ・法定健診結果のデータ連携
 - ・予防接種履歴のデータ連携
 - ・予防接種のスケジュール管理
 - ・ご家族や遠方の祖父母との情報共有機能

- マイナンバーカードの公的個人認証を活用することで、安全に、正確に本人確認を実施し、スマートフォン、パソコンで情報・サービスの利用が可能
- 母子健康サービスの品質向上とコスト削減を図れ、さらに住民との接触機会が増加



マイナンバーカード1枚で利用登録！
スマートフォン・パソコンで情報閲覧可能！

(出所：総務省資料 マイナンバーカード取得促進のための先進事例集 2017年9月29日)

■取得促進に関連した取組

【事例1】

取組名：カード普及促進のためのカード利便性の向上

自治体名：宮崎県都城市

(目的)

自治体ポイント※6を利用し、全国の産品が購入できるポータルサイト利用への呼び水となることを期待し取組を行っている。

(概要)

国が構築する自治体ポイント管理クラウドを活用し、結婚や出産等のライフイベント時や子ども子育てイベント等への参画時にポイントを付与し、そのポイントを地域店舗等で利用できるようにすることで、市民の市政への積極的な参画や地域経済の活性化を図るものである。

図表 2-15 マイナンバー制度の推進及び制度・マイナンバーカードを知ってもらう取組(宮崎県都城市)



(出所:総務省資料 マイナンバーカード取得促進のための先進事例集 2017年9月29日)

※6 「1自治体ポイント=1円分」として、地域の商店街での商品購入、公共施設の利用料、及びオンラインでの物産の購入等に利用できるポイント

【事例2】

取組名：マイナンバー制度・カードを見てもらう、知ってもらう、引きつける取組

自治体名：茨城県五霞町

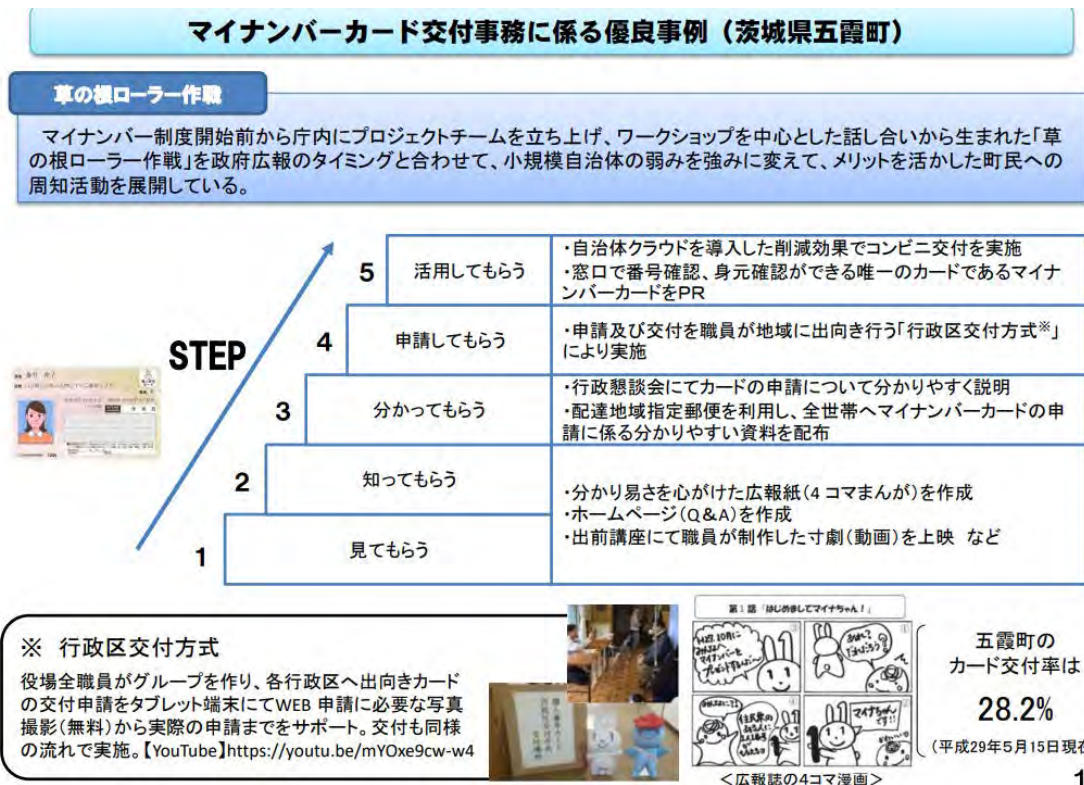
(目的)

マイナンバー制度の周知及びマイナンバーカードの普及を一層促進し、住民の利便性向上を図ることを目的に制度周知に係る各種取組を行っている。

(概要)

マイナンバー制度開始前から庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、ワークショップを中心とした話し合いから生まれた「草の根ローラー作戦」について、小規模自治体のメリットを活かした町民への周知活動を展開している。

図表 2-16 マイナンバー制度周知に係る取組概要(茨城県五霞町)



図表 2-17 マイナンバー制度の推進及び制度・マイナンバーカードを知ってもらう取組(茨城県五霞町) (1/2)

○マイナンバー制度を推進し、住民満足度・業務効率アップ、段階を踏んだ取組を実施
 ○マイナンバー制度・カードを見てもらう、知ってもらう、引きつける取組

1 マイナンバー制度を推進し、住民満足度・業務効率アップ、段階を踏んだ取組を実施

- マイナンバー制度を積極的に推進することで、住民満足度・業務効率の改善を図ることを目的として実施
- 庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、制度推進のアイデアや周知方法を検討
- 町長からの『小規模自治体のメリットを最大限に活かし全職員が協力して一丸となって、取り組む』宣言
- 制度推進のため、段階を踏んだ取組を実施

2 見てもらう、知ってもらう、引きつける取組



- マイナンバー制度やカードを見てもらう、知ってもらう、引きつけるをテーマに以下の取組を実施

(1) 毎月、広報紙にマイナンバー制度に関する記事を掲載
 分かりやすくをモットーに連載することで注目を引く。また、引きつける工夫として手書きの4コマ漫画を作成

(2) ホームページやFaceBook、Twitterを活用した周知
 見やすい、分かりやすい表現を第一に様々な媒体で周知

(3) 地域に出向いての説明会
 地域に職員が出向いて分かりやすく説明を行う。引きつける工夫として、説明会では職員による寸劇(動画)を使用

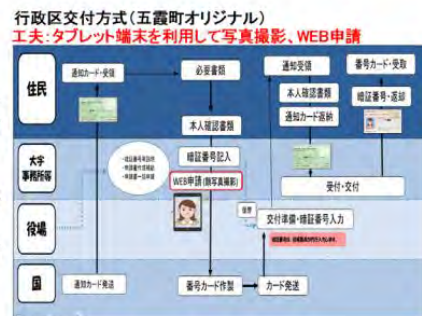
(4) 職員1人1人がPR
 町長の『全職員が一丸となって取り組む』宣言のもと、全職員がマイナンバー制度について簡単な説明ができ、職員1人1人がPRできることを目的に、全職員を対象とした研修を実施(90分×6コマ)。
 研修でも、まずはマイナンバー制度を知る、理解する、そして説明スキルを身につけると順を追って実施し、研修後も身につけた説明スキルを家族や知人にマイナンバー制度を説明することで、スキルの定着を図った

図表 2-17 マイナンバー制度の推進及び制度・マイナンバーカードを知ってもらう取組(茨城県五霞町) (2/2)

○マイナンバーカードを分かってもらう、申請してもらう、使ってもらう取組

- 3 分かってもらう取組
- 行政区ごとで実施する行政懇談会で、マイナンバーカード申請について、分かりやすいフロー図を使い、詳しく説明を実施
 - さらに、町で独自に作成したマイナンバーカードの申請方法を分かりやすく説明した資料を全世帯に郵送
- 4 申請してもらう取組
- 大字事務所などの地域に職員が出向き、タブレット端末を用いた写真撮影及びオンライン申請を補助
 - 交付の際も、同じく地域に出向いて交付を実施(五霞町オリジナルの行政区方式を採用)
- 5 使ってもらう取組
- コンビニ交付サービスを平成28年4月1日から導入
 現在は、コンビニで証明書をスムーズに取得できるように、マイナンバーカード交付時に窓口でマニュアルを配布するほか、コンビニ交付サービスを周知するために、大型看板や町内のコンビニにのぼり旗を設置し、利用拡大に努めている(五霞町内にコンビニは6店舗)。
 - マイナンバー確認と本人確認が行えるカードであることをPR
 マイナンバーを提示いただく窓口等にて、マイナンバーカードはマイナンバーと本人確認が1枚で行える唯一のカードであることをPRし、カードの取得促進につなげている。



(出所:総務省資料 マイナンバーカード取得促進のための先進事例集 2017年9月29日)

3 コンビニ連携等行政サービスの ICT 利活用の動向

(1) 証明書等のコンビニ交付サービス

全国の自治体では、現在、コンビニエンスストア各社と連携し、マイナンバーカードを利用することにより、住民票の写し等の証明書等をコンビニエンスストアで取得できるサービスを実施している。当該サービスの概要については、次のとおりである。

図表 2-18 コンビニ交付サービスの導入について



（出所：総務省 HP マイナンバー制度とマイナンバーカード）

(2) コンビニ交付サービスのメリット

コンビニ交付サービスによるメリットについては次のようなものが挙げられる。

- ・市区町村窓口の閉庁時である早朝・深夜や土日祝日でも証明書を取得可能。
- ・居住地である市区町村に関わらず、最寄のコンビニエンスストアで証明書を取得可能。

この他にも、自治体によっては、コンビニ交付による手数料を行政窓口による交付手数料より減額している自治体もある。

マイナンバーカードを利用したコンビニ交付においては、申請時に電子証明書さえ登録しておけば、手続きなしに、電子証明書の暗証番号のみで以下に掲載する証明書交付等が利用可能となる。

【コンビニ連携等行政サービスにより取得可能な証明書】

■居住地である市区町村で交付されている証明書

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・各種税証明書

■本籍地の市区町村で交付されている証明書

- 戸籍証明書（全部事項証明書、個人事項証明書）
- 戸籍の附票の写し

(3) コンビニ連携等行政サービスの普及、導入自治体数

2017年12月1日時点で462市区町村がコンビニ連携行政サービスを導入している。

4 まとめ

現在、全国各地で行政分野におけるICT利活用の促進に関する取組が行われており、今後、行政サービスにおけるICT利活用は一層進展することが予想される。

現在、マイナンバーカードを活用した行政サービスのコンビニ連携により、証明書の発行等、一部のサービスをコンビニエンスストアで受けることが可能であり、近い将来においては、証明発行等の窓口サービスについて現在のように市役所等の窓口へ直接行かずに、マイナポータルをはじめとする情報基盤を通じて申請等が可能になる。

このように行政サービスにおけるICT利活用は今後も進み、将来的にその適用範囲は更に拡大していくことが予想され、また、今後の行政サービスにおけるICT利活用に関しては、マイナンバーカードが大きな鍵になると考えられる。マイナンバーカードを活用した行政サービスのICT利活用を促進するためには、鍵となるマイナンバーカードの普及率を向上させなければならない。そのためには、マイナンバーカードの認知度を上げる取組と併せて、カードを取得する事におけるインセンティブを創出する取組が必要となる。

町田市では、コンビニ交付の普及促進施策案として、コンビニエンスストアでの証明書発行に係る手数料を通常の手数料の約半額（2018年度から2020年度までの特別措置）にする「手数料条例の一部を改正する条例案」が2017年12月市議会で可決され、市民の利便性と満足度の向上を図る計画が推進されている。

本章では、マイキープラットフォーム等、全国の自治体におけるマイナンバーカード取得促進に関する取組をいくつか紹介した。このような取組を推進しつつ、マイナンバーカードを活用した行政サービスのICT化が進展することにより、今後、各申請等の行政サービスについては、市役所等へ赴くことなく、在宅あるいは民間の施設において利用可能となることが考えられ、このような利用手段が、市民にとって行政窓口サービスにおける主たる利用手段になることも十分考えられる。そして、このような市民ニーズの変化に伴い、今後、公共施設における行政窓口機能については、証明書発行等が主要な業務である現在の体制から変化することが必要になる。このことを踏まえて、将来における公共施設における行政サービスの在り方について検討する必要があると考える。

